

8 交通機関などの割引及び助成

1. 公共交通機関の割引など

(1) JR 鉄道運賃の割引

対 象 ▶ 身体障害者手帳・療育手帳所持者

内 容 ▶ JRを利用する場合には、乗車券販売窓口で身体障害者手帳または療育手帳を提示して購入すると割引されます。

▶ 割引となる介護人は障がい者1人につき1人までです。

割 引 率 ▶ 手帳に記載されている種別により割引内容が異なります。(療育手帳の場合は「A」が第1種、「B」が第2種となります。)

区分	乗車券種類	利用形態	割引対象者	割引率
第1種 (A)	普通乗車券	片道 100km を超えて単独で利用する場合	本人	50%
		介護人と共に利用する場合(キロ数の制限はない)	本人・介護人	
	定期乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人 ※	
	普通回数乗車券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人	
	普通急行券	介護人と共に利用する場合	本人・介護人	
第2種 (B)	普通乗車券	片道 100km を超えて単独で利用する場合	本人	50%
	定期乗車券	12 歳未満の小児が介護人と共に利用する場合	本人・介護人 ※	

※ 小学校の小児定期乗車券は割引されません。(介護人は通勤定期乗車券に限ります。)

問 合 せ ▶ JR東日本お問い合わせセンター ☎ 050-2016-1600

備 考 ▶ JRのほか、各私鉄でも適用される場合があります。詳しくは、各鉄道会社にお問い合わせください。

(2) バス運賃の割引

対 象 ▶ 障害者手帳所持者

内 容 ▶ 路線バスを利用する場合に障害者手帳を提示すると運賃が割引されます。

▶ ただし、各バス会社によって取り扱いが異なる場合がありますので、事前に確認してください。

▶ 割引となる介護人は障がい者1人につき1人までです。

乗車券種類	利用形態	割引対象者	割引率
普通乗車券	単独で利用する場合	本人	50%
	介護人と共に利用する場合	本人・介護人※	
定期乗車券	単独で利用する場合	本人	30%
	介護人と共に利用する場合(12 歳未満の学生は除く)	本人・介護人※	

問 合 せ ▶ 各バス会社

▶ 千葉県バス協会 ☎ 043-215-8805

(3) 航空運賃の割引

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者
▶ 療育手帳所持者
▶ 精神保健福祉手帳所持者
- 内 容 ▶ 国内の各航空会社の定期航空路線の国内線を利用する場合には、航空券販売窓口对身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を提示すると運賃が割引されます。
- 割 引 率 ▶ 割引の条件は各航空会社、又は路線によって異なることがあります。詳しくは各航空会社にお問合せください。
- 窓 口 ▶ 各航空会社

(4) 旅客船運賃の割引

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者
▶ 療育手帳所持者
▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 ▶ 国内の各旅客航路を利用する場合には、乗船券販売窓口到手帳を提示すると運賃が割引されます。
- 割 引 率 ▶ 50%（船舶運行業者によって割引の内容が異なる場合があります。）
- 窓 口 ▶ 各旅客船会社

(5) タクシー利用料金の割引

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者
▶ 療育手帳所持者
- 内 容 ▶ 乗車時に手帳を提示すると10%の割引が受けられます。
- 問 合 せ ▶ 千葉県タクシー協会 ☎ 043-307-7002

(6) 東金市市内循環バス

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者
▶ 療育手帳所持者
▶ 精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 ▶ 次により、手帳を提示すると運賃が100円になります。

区分	対象者
身体障害者手帳 1種 療育手帳 1種(A)	本人・介護人
身体障害者手帳 2種 療育手帳 2種(B) 精神障害者保健福祉手帳	本人

- 窓 口 ▶ 市地域振興課公共交通係 市役所第1庁舎2階 ☎ 50-1196

(7) 東金市乗合タクシー

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- 内 容 ▶ 利用者登録の上、乗車時に手帳を提示すると100円引になります。
※ 事前に利用者登録を行なう必要があります。
- 窓 口 ▶ 市地域振興課公共交通係 市役所第1庁舎2階 ☎ 50-1196

2. 自家用車利用による社会参加の支援

(1) 自動車運転免許取得費助成事業

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳1級から4級、または療育手帳所持者で、運転免許の受験資格を有し、運転免許の取得により就労が見込まれるなど、社会参加の促進に効果があると認められる方
- 内 容 ▶ 普通自動車免許を取得するために要した費用(入所料、教材費、適正検査料、教習料、検定料等)の3分の2の額を助成します。
▶ ただし、原則1人につき1回、10万円を上限とします。
- 手 続 ▶ 免許取得後6か月以内に所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
 - 身体障害者手帳又は療育手帳
 - 運転免許証の写し
 - 運転免許取得費の額を証する書類
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

(2) 身体障害者用自動車改造費の助成

- 対 象 ▶ 次のいずれにも該当する方
 - 肢体不自由で、身体障害者手帳1・2級の所持者
 - 就労、通院又は通学に伴い、自ら運転する自動車の操向装置、駆動装置等の一部の改造が必要な障がい者
 - 運転免許を有する障がい者
- 内 容 ▶ 自動車の操向装置、駆動装置等の一部の改造に要する額、ただし、上限は10万円です。
- 手 続 ▶ 自動車の改造前又は改造後6ヶ月以内に所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
 - 身体障害者手帳の写し
 - 運転免許証の写し
 - 自動車車検証の写し
 - 自動車改造を行なう業者の見積書(改造箇所、改造費の明細が分かるもの)
- 備 考 ▶ 対象者及びその方と同一の世帯に属する配偶者について、申請を行う年度の市町村民税の所得割が46万円以上の世帯は対象外です。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

(3) 有料道路通行料金の割引

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳を持っている方が自ら運転する自動車(本人運転)
▶ 第1種の身体障害者手帳を持っている方、又は第1種の療育手帳を持っている方を同乗させて、介護者が運転する自動車(介護運転)
※ 介護運転として利用するタクシー等以外の場合については自家用車が対象です。
- 内 容 ▶ 通勤、通学、通院等の日常生活において有料道路を利用する場合には、あらかじめ登録手続きをすることにより、通行料金が割引されます。
- 割 引 率 ▶ 50%
- 期 限 ▶ 申請をした日から、その後の2回目の誕生日まで有効。更新手続きは、有効期限の2か月前から行なうことができます。
- 手 続 ▶ 身体障害者手帳または療育手帳、車検証(車を事前登録する場合のみ)、運転免許証(本人運転のみ)を添えて窓口で手続きしてください。
※ETCを利用する場合はオンライン申請が可能です。
▶ 手続き後、割引対象者証明を障害者手帳に貼付します。
※ ETCを利用する方は、障がい者本人名義のETCカード(障がい者が18歳未満の期間は保護者のETCカードも可)、ETCセットアップ申込書・証明書も必要となります。社会福祉課で証明を受けたのち、有料道路運営会社の有料道路ETC割引登録係へ申請書を提出(郵送)していただくことで3週間程度で登録が完了し書面で通知が届きます。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232
- 問 合 せ ▶ 東日本高速道路株式会社NEXCO東日本お客さまセンター ☎ 0570-024-024
- オンライン申請 ▶ 障害者割引オンライン申請サービス
<https://www.expressway-discount.jp/terms/>



(4) 駐車禁止除外指定車標章の交付

- 対 象 ▶ 身体障害者手帳所持者で、次に該当する方
- ・ 視覚障がい1～3級までの各級及び4級の1
 - ・ 聴覚障がい2級及び3級
 - ・ 平衡機能障がい3級
 - ・ 上肢機能障がい1級、2級の1及び2級の2
 - ・ 下肢機能障がい1級から4級までの各級
 - ・ 体幹障がい1級から3級までの各級
 - ・ 脳原生運動機能1級及び2級
 - ・ 内部障がい1級から3級
 - ・ ㊤またはAの療育手帳を持っている方
 - ・ 1級の精神障害者保健福祉手帳を持っている方
- 内 容 ▶ 歩行困難な障がいのある方が「駐車禁止除外指定車」標章の交付を受け、それを提示している車両は、公安委員会が指定した場所及び時間に駐車できます。
▶ 詳しくは警察署へお問い合わせください。

- 手続 ▶ 障害者手帳の写し、障がい者本人の住民票の写し(身体障がい者等で歩行困難な方は不用)を添え、印鑑持参の上、警察署交通課で手続きしてください。
 ▶ 上記以外にその他の添付書類が必要な場合があります。
- 備考 ▶ 駐停車禁止場所・法定駐車禁止場所での駐車はできません。
 ▶ また、自動車の保管場所等の確保に関する法律により、道路を車庫代わりに使用したり、長時間の駐車はできません。
- 窓口 ▶ 東金警察署 北之幸谷10-12 ☎ 54-0110

(5) ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

- 対象 ▶ 障害者手帳所持者等で、次に該当する方
- 視覚障がい4級以上・聴覚障がい3級以上・平衡機能障がい5級以上・上肢機能障がい2級以上・下肢機能障がい6級以上・体幹障がい5級以上・脳原生運動機能(上肢機能2級以上・移動機能6級以上)・内部障がい4級以上
 - 療育手帳Aの2以上
 - 精神障害者保健福祉手帳1級
 - 難病患者(特定疾患医療受給者・特定医療費(指定難病)受給者・小児慢性特定疾病医療受給者)
 - 高齢者等(介護保険の要介護1以上)
 - 妊産婦(妊娠7箇月～出産予定日 から1年の者)
 - けが人等(医師の診断等により歩行が困難であると認められたもの)
- 内容 ▶ 歩行や車の乗降が困難な方に「駐車区画利用証」を交付します。
 ▶ 車椅子マークのある駐車場を優先的に利用できます。
- 手続 ▶ 障害者手帳等交付要件を証明する書類を添えて手続きしてください。
 ▶ その他の添付書類が必要な場合があります。
- 窓口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232
 ▶ 市高齢者支援課介護給付係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1219
 ▶ 市健康増進課母子保健係 ふれあいセンター1階 ☎ 50-1234

3. 障がい者の外出支援

(1) 福祉タクシー利用料金助成事業

- 対 象 ▶ 第1種身体障害者の方、身体障害者手帳の等級が1・2級の方、3級の下肢・体幹又は視覚障がいの方、療育手帳の程度が㊤・㊤の1・㊤の2・Aの1・Aの2の方、精神障害者保健福祉手帳の等級が1級の方、要介護認定4及び5の方
- 内 容 ▶ 年間24枚の福祉タクシー助成金交付申請書を交付します。ただし、10月以降の交付については、枚数が12枚となります。
▶ タクシーを利用された際の領収書を申請書に貼付して社会福祉課に申請すると、申請1件あたり900円(令和6年4月～)を上限として助成金を交付します。
- 手 続 ▶ 事前に登録申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、介護保険被保険者証
・本人名義の通帳
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232

(2) ふれあい移動サービス(自家用有償旅客運送事業)

- 対 象 ▶ 市内に住所があり、以下のいずれかに該当する方
・介護保険法にいう「要介護者」「要支援者」
・身体障害者福祉法にいう「身体障がい者」
・その他、肢体不自由、内部障がい、精神障がい、知的障がい等(手帳保持者)
- 内 容 ▶ 高齢や障がいなどのために、単独で公共交通機関を使って移動できない方(移動困難者)の外出を、福祉車両を使用してサポートします。
▶ 利用条件や費用など詳細については、お問合せください。
- 窓 口 ▶ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 52-5198

(3) 福祉カー貸出サービス

- 対 象 ▶ 移動が困難な障がい者(児)及び高齢者等
- 内 容 ▶ 対象の方の積極的な外出を支援するため、寝台・車いすでの利用が可能な福祉車両などを貸し出します。
▶ 利用料は無料です。
※ 使用した燃料を補給してください。
- 手 続 ▶ 所定の申込書(窓口又はホームページにあります。)により窓口で手続きしてください。
※ 運転手の運転免許証の確認をさせていただきます。
- 窓 口 ▶ 東金市社会福祉協議会 ふれあいセンター2階 ☎ 52-5198

(4) 障害者通所サービス等利用交通費助成

- 対 象 ▶ 自宅から次の障害者支援施設までの距離が片道で1km以上あり、交通費を負担して通所している方で、本制度の登録決定を受けた方
- ・生活介護施設・自立訓練施設・就労移行支援施設・就労継続支援施設(A・B型)・地域活動支援センター(市内の施設は除く。)
- 内 容 ▶ 交通機関を利用する場合は、1日の往復運賃に通所日数を乗じて得た額と、1月分の定期乗車券の額を比較し、いずれか低いほうの額の2分の1に相当する額を助成します。
- ▶ 自家用車を利用する場合は、1km当たり10円に通所日数を乗じて得た額を助成します。
 - ▶ ただし、いずれの場合も1月当たり5,000円を上限とします。
 - ▶ なお、利用している施設から通勤手当等の支給を受けている場合は、その支給額を差し引いて助成額を計算します。
- 手 続 ▶ 所定の申請書(窓口にあります。)に次の書類等を添えて手続きしてください。
- 【登録申請】
- ・通所の距離をあきらかにする書類
 - ・振込先口座情報のわかるもの
- 【助成申請】
- ・通所内容証明書(利用している施設が記載します。)
 - ・定期乗車券その他これに類するもの(通所経費が分かるもの)
- 備 考 ▶ 年2回、4月から9月分及び10月から3月分の申請を受け付けます。
- ▶ 助成申請をするためには、事前に登録決定を受ける必要があります。また、登録決定を受ける前の期間については助成申請ができません。
- 窓 口 ▶ 市社会福祉課障がいサービス係 市役所第1庁舎1階 ☎ 50-1232